

◆トラクター・コンバインなどには軽自動車税がかかります

農耕車とは、トラクター・乗用装置付きのコンバイン・運搬車両などの農耕作業用自動車など、大きさに関係なく乗用装置がついている機械で時速35km未満で走行するものです。これらの農耕車は、道路を走らなくても軽自動車税がかかります。農耕車を登録されていない方は、各総合支所窓口へ登録の届出をしてください。農耕車を買い替え、廃車したときも、担当窓口で手続きをしてください。

税務署からのお知らせ

所得税の申告と納税は3月15日(月)までに

平成21年分所得税確定申告の税務署における申告相談および確定申告書の受付は、2月16日(火)から3月15日(月)までです。

確定申告書の提出は、郵送または税務署の時間外収受箱投函でも構いません。

※期限を過ぎて申告や納税をされますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がありますので、お早めに申告と納税を済ませてください。

個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(水)までに

次の方は、消費税の確定申告をしなければなりません。◆平成19年中の課税売上高が1千万円を超える方

◆平成19年中の課税売上高が1千万円以下の方で、平成20年12月31日までに、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

※平成19年分の課税売上高が

1千万円を超える人は、平成21年中に課税売上や課税仕入れがある場合、当該課税売上高が1千万円以下であっても消費税などの確定申告が必要になります。

贈与税の申告と納税は3月15日(月)までに

平成21年1月1日から平成21年12月31日の1年間に、個人から貰った財産の価値が100万円を超えると、贈与税の申告が必要となります。

※贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合や住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

振替納税制度の利用を
所得税や個人事業者の消費税などの納税の方法に、振替納税制度があります。この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができます。

るので、納期限を忘れることなく大変便利なため、ご利用をお勧めします。※この制度を希望される場合は、税務署または預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

国税庁ホームページ「確定申告書作成」のご利用を

インターネットで申告書の作成ができます。

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、所得税、贈与税および個人事業者の消費税並びに地方消費税の申告書などを作成することができます。

作成した申告書は、インターネットを利用して直接電子申告するか、A4サイズの普通紙に印刷し添付書類とともに申告書を税務署へ提出してください。

詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご利用ください。

国税電子申告・納税システム (e-tax) が便利です

①平成21年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名お

よび電子証明書を付して申告期限内にe-taxで行うと、所得税額から最高5千円の控除を受けることができます。ただし、平成19年分または平成20年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。

②添付書類の提出を省略することがあります。所得税の確定申告をe-taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)

③e-taxで申告された還付申告は、早期処理(3週間程度)しています。※詳しくは、e-taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

お問い合わせ
中村税務署

※午前9時～午後5時
※一般的な相談は、電話相談センターで賜ります。

お問い合わせ
35-2135